

緊急制度融資説明会が開催される

第2回は3/27(金)17:00～。ウェブでも参加可



北海道同友会は 3/25 に北海道経済産業局と北海道労働局の担当者を招いて新型コロナウイルス感染症に関する資金繰り・設備投資・販路開拓・雇用調整助成金に関する制度融資説明会を開催。当日はウェブ会議 Zoom を活用し、札幌会場以外の函館、くしろ、オホーツクの各事務所からも会員が参加しました。

登壇した北海道経済産業局の中小企業課 課長補佐 木村禎氏、北海道労働局の職業安定部 職業対策課 鈴木浩幸氏はこのたび

の新型コロナウイルス感染症対策に係る各融資制度を解説。その後は参加者からの質疑応答が行われました。質疑応答では、「利子補給のタイミングはいつになるのか」「アルバイトは助成金対象となるか」などの質問が出され、担当者から一つ一つに対して丁寧な回答がありました。

参加者からは「条件があてはまればぜひ活用したい」との感想が出されました。

第2回は下記のように開催します。参加希望の方はまだ参加可能ですので、所属同友会の事務局へご連絡下さい。今後も日本政策金融公庫の担当者を招くなど、説明会を開催予定です。

<概要> 日時：3月27日（金）17:00～18:00（経産局）、18:00～19:00（労働局）

※Zoom での参加可。各事務所にお問合せくださいませ。

新型コロナウイルス感染症に関する支援策の紹介（3）

旅館業、飲食店を営む方向けの「衛生環境激変対策特別貸付」

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方向けの衛生環境激変対策特別貸付が発動されています。

セーフティネット貸付を利用し、それに加えて別枠での利用が可能です。

詳しくは日本政策金融公庫https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.htmlまで

衛生環境激変対策特別貸付	
利用対象者	生活衛生関係営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 (1) 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること ①最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること ②業歴3ヵ月以上1年未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること (2) 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること
資金の用途	運転資金
融資限度額	別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）
金利	基準金利1.91%（振興計画認定の生活衛生同業組合会員は▲0.9%）
返済期間	7年以内<うち据置期間2年以内>
取扱期間	令和2年2月21日から令和2年8月31日まで
問い合わせ先	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日）、0120-112476（国民生活事業）、 0120-327790（中小企業事業）